

社会福祉法人加西市社会福祉協議会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人加西市社会福祉協議会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1によりその都度1日分の報酬を支給する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬はこれを支給しない。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1によりその都度1日分の報酬を支給する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬はこれを支給しない。

(理事長の勤務報酬)

第4条 理事長の月における勤務報酬は、別表1のとおりとする。

(理事及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給する。ただし、理事が職員と兼務しない場合においてのみ支給する。

2 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給する。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1によりその都度1日分の報酬を支給する。
なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬は支給しない。また、同日にあわせて監事業務（監査業務以外の業務）を行った場合であっても別表1の報酬はこれを支給しない。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人の監査業務にあたった場合は、別表1により報酬をその都度支給する。

3 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人の指導検査への立会及び運営状況の指導等（監査業務以外の業務）にあたった場合は、別表1により報酬をその都度支給する。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、法人の旅費規程に基づき旅費等を支給する。

2 業務遂行に必要な経費は、原則として実費を支給する。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支給)

第8条 報酬等は、通貨をもって直接本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(報酬の辞退)

第9条 役員及び評議員は、報酬額の全部又は一部につき辞退することができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月28日から施行する。
- 2 この規程の施行にともない、役員等及び委員の報酬及び費用弁償に関する規程を廃止する。
- 3 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (第3~7条関係)

名 称	報 酬
理事長の報酬 (第4条第1項)	月額 74,275 円
理事の報酬 (第3条第1項及び第5条第1項)	日額 3,110 円
評議員の報酬 (第3条第2項及び第5条第2項)	日額 2,063 円
監事の監査業務報酬 (第6条第2項)	日額 5,340 円
監事の監査業務以外の報酬 (第6条第1項及び第3項)	日額 3,110 円